

平成30年

第1回市議会定例会 議案第46号

函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに  
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の  
方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等  
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに  
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の  
方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等  
を定める条例（平成27年函館市条例第25号）の一部を次のように改  
正する。

第3条第4項中「介護保険施設」の後ろに「，障害者の日常生活及び  
社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）  
第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加  
える。

第7条第2項中「ある」を「あり，利用者は複数の指定介護予防サー  
ビス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め，同条第7項  
を同条第8項とし，同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第  
4項」に改め，同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め，  
同項を同条第7項とし，同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1  
号」に改め，同項を同条第6項とし，同条第4項を同条第5項とし，同  
条第3項各号列記以外の部分中「第6項」を「第7項」に改め，同項を

同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第9号中「ために」の後ろに「、利用者およびその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能<sup>くわう</sup>その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号中「以下」を「次号および第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者が行うべき事業の内容および手続の説明等に係る運営の基準ならびに指定介護予防支援の具体的取扱方針に関する規定等を整備するため